

調達コードの遵守に向けた事業者の取組について

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
持続可能性局調達コード担当

これまで、調達コードの遵守に関する取組状況等を確認することを目的に、サプライヤー等へのヒアリングを実施してきました。ヒアリングは、持続可能な調達ワーキンググループや専門家からの意見、過去の国際イベントの報道事例等から、事業内容や特性も踏まえて一般にリスクが高いと想定される事業者を抽出し、抽出した事業者の参加形態ごとに、大阪・関西万博の準備スケジュール等を考慮して行うこととしました。具体的には、参加形態ごとに説明会等で調達コードについて再周知を行った上で事前質問票（別添）を送付し、その中からリスクの観点で追加の確認が必要と思われる事業者に対して個別にオンライン又は現地でヒアリングを実施してきました（2025.3 時点で 110 件）。

ヒアリングでは主に、作業員の労働・人権面、通報受付体制整備状況、個別基準対象物品の調達状況について確認し、場合によっては専門家の同席や、実施結果報告等に関する専門家との意見交換も実施してきました。ヒアリングの結果、取組が不十分と思われる点については専門家の意見も参考に助言や追加調査依頼等を実施してきました。

現時点で集まった取組状況について、他の事業者にも参考にしていきたい良い取組事例や協会からの指摘事例を掲載しますので、お取組のご参考にしてください。なお、聴取した対象事業者の参加形態は文末に（ ）で記載しております。

（１） 調達コードの理解（適用範囲）

【良い取組事例】

・各担当者は調達コードを理解しており、委託業者にも連携している。（営業参加、内装工事）

【協会から指摘・情報提供を行った事例】（協会からの指摘・情報提供の中身は⇒の後に記載。以下同じ。）

・調達コードについて、協会との契約を行っていた会社幹部は理解していたと思うが、調達担当者は理解できていない。（営業参加）

⇒「持続可能性の確保に向けた誓約書」及び「持続可能性の確保に向けた取組状況（チェックシート）」を受領しており、関係者に調達コードを共有いただく必要がある。そのため、このヒアリングを踏まえて調達担当者や Tier2（協会との直接契約者（Tier1）が調達する先の事業者）の窓口の方は必ず調達コードを確認し理解した上で調達を行うように依頼した。

・どのような事業者が Tier2 に該当してどこまで調達コードを遵守すればよいのか確認したい。（営業参加、パビリオン）

⇒調達コードの適用範囲を説明した上で個別調達案件ごとに誰が Tier1、Tier2 にあたるかを確認し、Tier2 以降に対しては Tier1 から具体的に説明するように依頼した。

（２） 通報受付対応の体制整備（共通基準）

【良い取組事例】

・匿名でも通報可能な通報窓口を設置。報復行為等を会社の規定で禁止し、HP 上に公表している。（建築工事）

・契約関係がある会社従業員は内部通報窓口に通報可。それ以外のステークホルダーの苦情はお

問い合わせ窓口で受け付けしている。(建築工事)

- ・契約先全てに対し協会の通報受付窓口についてメール周知済である。(建築工事)
 - ・パビリオンスタッフが固まった時点で人材採用委託先の相談窓口を周知するように委託先に伝える。(建築工事)
 - ・社内の通報受付窓口は、ホットラインを設けている。通報者への報復行為禁止については、公益通報者保護規程を定めて社内周知している。社外からは、HP のお問合せフォームにて受け付けている。(製造工場)
 - ・通報受付者への報復行為の禁止については定めていないため、現在改訂中の就業規則に社労士と相談して記載する予定である。(製造工場)
 - ・通報窓口の周知については、自社の窓口に加え協会のポスターも掲示予定である。(営業参加)
 - ・社内で検討していた通報窓口を 2024 年 4 月に設置し報復行為禁止も明示し周知している。(営業参加)
 - ・報復行為に関しては社内規定に定めていないが、万博を機に今後定める予定である。(営業参加)
 - ・特定技能の外国人である契約社員に対しても通報窓口を記載したカードを配付している。(清掃)
 - ・休憩所に意見箱を設置予定である。(清掃)
 - ・内部通報のためのツールを導入し、従業員や外部ステークホルダー（サプライヤー、顧客等）が職場の安全、詐欺、贈収賄、利益相反、環境問題等に関する不正行為を匿名でも通報できる。(公式参加（本万博への公式参加招請を受諾した外国政府および国際機関。以下同じ。）)
- 【協会から指摘・情報提供を行った事例】
- ・コンプライアンスホットラインを設けているが、パビリオン用を別途作る方がよいのかとも考えている。社内ホットラインを広げて外部ステークホルダーにも融通を利かせることで対応してもよいのか。コンプラ担当にも伝えたい。(建築工事)
 - ⇒専門家からは通報窓口は目につくところに掲示し、複数示すことが有効と助言を受けていることを紹介した。協会作成の通報受付窓口ポスターも活用いただくように依頼した。
 - ・報復行為の禁止については社内規程としては定めていないが、やっていないしあり得ないと考えている。(製造工場)
 - ⇒専門家から「従業員が安心して通報できるようルールを定め周知することが重要」との指摘があることを紹介した。
 - ・通報受付に関するポスターなどの掲示はなかった。(内装工事)
 - ⇒調達コードの通報受付窓口に関するポスターを手交提供し掲示を依頼した。

(3) 長時間労働の禁止（共通基準）

【良い取組事例】

- ・4 週 8 閉所の実施、ノー残業デー、書類の簡素化、ICT 利用により業務を効率化している。(建築工事)
- ・現場の事務負担を軽減するために、作業所と連携する支援部隊が書類作成支援等、活発にバックアップ支援をしている。(建築工事)
- ・基本 8 時-17 時を定時にしてその中で工事を進めている。工期もタイトではなく、工事は前倒しで進んでいる。(建築工事)

- ・作業時間は9-17時で残業なし、土日祝は休み。休憩時間は10:00-10:30、12:00-13:00、15:00-15:30に加えて適宜小休憩をとっている。(内装工事)
- ・万博工事で施工管理に関するレガシー（効率的な作業の進め方）作りを目指しており、各工事の職長にタブレットを貸与し、新規入場者教育動画や、図面、通行ルートの変更連絡等を配信することで、作業員への情報伝達の徹底を図っている。これにより管理者・作業員ともに現場でありがちな情報の行き違い（侵入経路が変更していてスムーズに到着できない等）が減少し好評である。(内装工事)
- ・現場作業員を増員し、交代で休憩を取得できるようにしている。(公式参加)
- ・労働時間をリアルタイムで追跡・監視するシステムを導入し、過度な残業を防止している。(公式参加)
- ・勤務は7:30~15:30 15:00~23:00のシフト（残業なし）で、夏場は1時間の食事休憩のほか毎時10分ずつ小休憩も取る予定である。(清掃)

（４）職場の安全・衛生（共通基準）

【良い取組事例】

- ・水洗式手洗い（男女別）、女子更衣室を整備し、通勤車両の駐車場も整備している。(建築工事)
- ・場内スポットクーラー扇風機活用、ミスト設置、製氷機、エアコン付き休憩所設置、スポーツドリンク支給、熱中症検知器を作業員に配付、朝礼での椅子着席等の熱中症対策を実施している。(建築工事)
- ・作業員の要望や他の現場での取組をくみ上げ、空調設備や照明の追加、休憩所の増設等につなげている。(建築工事)
- ・毎日の朝礼・安全パトロールでの啓発活動を行い、災害事例動画の放映や啓発看板を設置している。(建築工事)
- ・ゼネコンから一次請事業者月に2回以上現場パトロールを行う方針を出している。(建築工事)
- ・朝礼広場での安全带使用基本知識の確認を行っている。現場内での段差の見える化を行っている。(建築工事)
- ・新規入場時に既往症含めて確認し、発作の持病がある方は近くの作業員が気にかける等体制整備を行っている。(建築工事)
- ・朝礼時に元気よくラジオ体操をできるか確認し、3回/日の巡回時に、労働環境の確認と声掛けを実施している。(建築工事)
- ・当日、翌日の作業内容、危険場所等を周知している。事前ヒアリングによる足場等、必要仮設の先行架設を行っている。(建築工事)
- ・墜落防止器具を確認し、体感教育を実施している。(建築工事)
- ・危険物の管理や有害物質等の計測は敷地の特性を踏まえて入念に行っている。(建築工事)
- ・危険箇所では、熟練度の高い社員が作業を実施するようにしている。年齢の高い方や女性の仕事内容には配慮している。(製造工場)
- ・月1回安全衛生委員会で安全に関する検討を行い、3か月に1度は現場確認を行い危険箇所の洗い出しをして対策している。労働基準監督署にも報告している。(製造工場)
- ・自社工場の労働・人権の取組としては、就業規程に記載し周知するとともに、食堂や会議室で差別的取り扱いを禁止するポスターを掲示している。(製造工場)

- ・委託工場には、年 4、5 回訪問し、労働環境や安全基準に関する直接的な確認を行い、人権や労働条件（休憩時間等）に関する問題がないか、チェックシートを基に評価している。（製造工場）
- ・定期的な監査のタイミング以外にも、委託工場に訪問した際に、監査チェックシートを用いて工場の人権や労働法規の遵守状況、安全衛生について確認するとともに、自己診断チェックリストを用いて監査項目の理解度と遵守状況を確認している。（製造工場）
- ・海外の委託工場に関しては、外部監査を実施し、全員の身分証明書の有無、タイムカードと給与支払いの突合と無作為のヒアリングを実施している。（製造工場）
- ・作業員が使用するトイレは清潔なことを確認した。（内装工事）
- ・夏場はスポットクーラー扇風機を増設し熱中症防止の対策を実施している。冬場は作業現場と休憩所・喫煙所にジェットヒーターを設置し、温かい食事ができるように電子レンジ・電気ポットを設置している。（内装工事）
- ・毎日の朝礼時、作業員の健康状態は KY（危険予知）シートで確認するほか、直接一人一人の顔色・目を見て確認し、気になる場合には声掛けするようにしている。（内装工事）
- ・全ての現場で、朝礼時に当日の作業内容を周知し、具体的なリスクの高い作業（高所作業、火気使用作業等）のリスクアセスメントを実施。朝礼で作業員全員に脚立使用の実演確認をすることもあった。（内装工事）
- ・確認できた全ての現場で、緊急時の連絡体制に関する掲示が適切になされていた。（内装工事）
- ・作業エリア内でのつまずき防止のため、でっぱりになっている箇所（排水管）には目印を立てている。（内装工事）
- ・塗料使用時は、他の作業者に臭気が届かないよう囲いを設けて「危険」と掲示し、高濃度時は送風機も使用している。（内装工事）
- ・詰所にはくつろげるよう畳を敷きパーテーションを用意する予定である。（清掃）
- ・夏場の熱中症に対しては、体の深部体温をチェックする腕時計型端末を作業員につけてもらうほか、ネッククーラー、ファンベストを十分に備える予定である。（清掃）
- ・事故防止の取組として、指差し確認、KY（危険予知）トレーニングの実施、各作業員にハンドブックを所持させる予定である。（清掃）
- ・全作業員は、現場入りする前に工事現場に関する総合的な研修を受ける（個人用保護具（PPE）の着用義務、潜在的な危険要因、安全対策、禁止行為、緊急時対応、高所作業を含む高リスク作業等）。（公式参加）
- ・安全確保のため、HSE（Health, Safety & Environment）担当職員が配置されている。（公式参加）

【協会から指摘・情報提供を行った事例】

- ・自社社員が労働・人権などに関して確認している。ただし、監査マニュアルは作成していない。（製造工場）
 - ⇒外部監査のマニュアル例（公開されている先進的な取組をしている大手有名企業の監査資料）を参考資料として提供した。
- ・これまで縫製工場の監査、認証の確認はしていなかったが、今回の取引を転機に、調達コードをもとに取引先にも労働、人権配慮を求めていこうと思う。（製造工場）
 - ⇒公開されている業界団体のチェックリストを確認ツールの参考として提供した。

・縫製工場の監査、認証の確認は意識していなかったが、取引先にも労働、人権配慮を求めている。（営業参加）

⇒公開されている業界団体のチェックリストを確認ツールの参考として提供した。

（５）外国人・移住労働者、障がい者（共通基準）

【良い取組事例】

・新規入場時の面談で日本語理解度テストを実施、理解度が低い外国人作業員は単独作業せず、日本語が分かる作業員とペアで作業を実施している。（建築工事）

・注意喚起看板に、英語他多言語で掲示、作業員人数が多い母国語を併記している。（建築工事）

・安全看板にピクトサイン等を用いて文字以外で理解できるように工夫している。（建築工事）

・安全通路は看板がなくても理解できるように整備している。（建築工事）

・新規入場者教育時には、母国語 Ver. の資料を作成し、説明を実施している。（建築工事）

・技能実習生受入書類を確認した上で、受入を実施している。（建築工事）

・協力会社に対して、外国人実習生・作業員と協力会社の雇用条件書の提出を義務付けている。（建築工事）

・不当な契約がないことは、全ての外国人労働者に関して、元請から監理団体や仲介業者に確認している。（建築工事）

・契約書は、元請けとして全ての下請事業者の契約内容について現場に入る前に確認し、母国語と日本語で記載されていることを確認している。（建築工事）

・仲介業者・雇入れ業者間で不当な扱いが無いこと、管理体制等へのヒアリングで確認、派遣会社と外国人アルバイトとの契約書は母国語の記載であることを確認している。（製造工場）

・技能実習生を雇用する工場を重点的に監査をしている。監査では、必ず技能実習生のインタビューを実施し、送り出し機関に支払った手数料やその支払い方法などを確認している。また、実習生の寮に直接赴き、寮の管理が日本の法律に適合しているかを目視確認している。（製造工場）

・監理団体で日本語の勉強会・テストを実施した後、自社研修、実習も実施している。（清掃）

・使用する洗剤等については特に注意が必要であるため、誤った使用をしないよう母国語にて各洗剤の使用用途をテプラにて貼り付ける予定である。（清掃）

・契約書は入国前に母国語にて作成。仮に変更する場合にも通訳を通して母国語との２言語で対応する。（清掃）

・入国前に現地子会社を通じた言語面、技術面の研修を半年以上実施している。（清掃）

・外国人作業員に対しては、日ごろから食事会や滞在先に差し入れを持参して話す機会を積極的に設けている。月１で監理団体が訪問する際に同行し、通訳交えて本音を聞き出すよう努めている。（清掃）

・借上げ社宅に一人一部屋入居させ、グループ会社を通じて不便がないか一人ずつ訪問しフォロー予定である。（清掃）

・祈祷時間やヒジャブ（頭や身体を覆う布）使用についての要望を事前に確認し、要望に合った現場に派遣している。（清掃）

・日本語が不自由な方は通訳者を活用することが可能である。（公式参加）

・技能実習生や外国人労働者が不当な手数料を支払わされていないことを監督機関や仲介業者と確認済み。その旨確約する書面入手のほか、労働者への定期的なインタビュー、監査、抜き打ち

検査を実施している。(公式参加)

- ・万博会場店舗向けに外国人(特定技能の外国人)を数名雇用し既存店で実地研修している。障がい者も積極的に雇用予定であり、応募があれば配慮したい。(営業参加)

【協会から指摘・情報提供を行った事例】

- ・技能実習生は行政の管理が強化されているので案件毎には未確認である(協力会社に対して確認するよう指示している)。(建築工事)

⇒技能実習生への不当な扱いがないことを担保するため元請事業者として確認をしてもらいたい。

(6) 木材(個別基準)

①3工区における大屋根リング木材及びコンクリート型枠合板の調達状況

- ・リング木材については、個別基準「木材」に記載の認証材(FSC、PEFC、SGEC)と、前述の認証材ではない木材を使用している場合があり、認証材でない木材を使用する場合は個別基準「木材」の別紙に示す方法に基づき確認を実施している。

- ・コンクリート型枠合板については、各工区とも再使用をしており、転用状況について事業者から「万博工事の他エリアで転用」「平均15回程度転用」などの回答があった。また伐採時の合法性の確認方法については「出荷証明書により確認」「型枠合板へのスタンプ印で確認」「合法材である誓約書を協力会社が提出」などの回答があった。

- ・調達コードの伝達について、各工区事業者とも調達コードを調達先に伝達しており、「調達コードを協力会社に送付し適宜説明実施」「調達コードに則った調達ができることを前提に協力会社を選定」などの回答があった。

②その他の建設材料の調達状況

【良い取組事例】

- ・構造材、仕上げ材等で認証材を使用、認証材でないものは調達コード別紙に基づき確認している。

- ・FSC、SGEC 認証材を使用し、証明書で確認している。

- ・認証材を使用、又は調達コード別紙で確認している。使い分けはどちらを入手しやすいかによる。(施工業者によって変わる)

- ・別紙による確認については、木材納入事業者の納品書で合法材であることを確認し木材を調達する現地工場に訪問してヒアリングと実態確認を行っている。

③その他のコンクリート型枠合板の調達状況

【良い取組事例】

- ・原則、型枠工事業者所有の再利用品を使用。新規合板使用時は認証品を使用し現物確認を実施している。

- ・認証材を使用し、型枠工事業者が次の現場で使用するサイクルができている。流通ルートを書類で確認している。

- ・万博の他の現場で使用していたものを再利用したことを確認している。

- ・型枠合板に合法木材であることを示す認定番号が刻印されていることを確認している。

- ・合法材であることを証明する認定スタンプを確認、型枠工事業者から合法材使用の誓約書を提出させている。

【協会から指摘・情報提供を行った事例】

- ・工事会社が自社倉庫で保管しているものを納入していることを確認している。また、施工計画書に購入先が記載されているので、その事業者が違法伐採された木材や環境に配慮されていない木材を購入していないことを確認している。

⇒森林所有者や生産事業者等からサプライヤーに提出するように求めている書面を入手するように依頼した。

④その他

【良い取組事例】

- ・什器（椅子・テーブル等）はFSC 認証材や廃材使用で対応する。（営業参加）
- ・サプライチェーン調査を実施し、各サプライヤーの根拠資料および関連する認証を整理している。（公式参加）
- ・木材の個別基準の対象ではないプレートも別紙による確認を行う予定である。（博覧会協会）
- ・デザインバーは木のケースに入れている。木については、納入会社から環境に配慮したものだという証明書をもらっている。

⇒木材の個別基準の対象外となるが、そのような証明書を取得されたことは良いお取組とお伝えし、証明書を残しておくのは重要であるので、保管しておくように依頼した。

- ・店舗の内装・インテリア・食器は建設廃材を再利用する。（営業参加）
- ・間伐材の活用を検討している。（営業参加）
- ・収穫後に産業廃棄物として処理されるパームウッドを有効活用している。（公式参加）
- ・フローリング材はレンタル品であり、博覧会終了後も建築会社のレンタル品として再利用される。（公式参加）

（7）紙（個別基準）

【良い取組事例】

- ・これまで認証紙を使用していなかったが、万博出展で初めて認証紙の見積とサンプルを取り寄せた。認証紙の調達が目途が立っている。（営業参加）
- ・これまでコピー紙と一部の商品には認証紙を使用していたが、大阪・関西万博の調達コードをきっかけに、外箱含めて紙を扱う際には全てFSC 認証紙を使用する予定である。
- ・梱包用段ボールで認証紙を使用予定。5、6 年前から、取引先からの指定で使用するようになった。東京 2020 大会が開催されて認証紙が広まったことも影響していると思う。

【協会から指摘・情報提供を行った事例】

- ・包装紙や外箱で認証紙を使用しているが、今後は認証紙でないものも含めて使用予定である。

⇒認証紙以外を使用する場合は、製紙事業者から紙の調達コードの別紙を受領・保管しておくように依頼した。

- ・グリーン購入法基本方針に定める水準を満たしていればよいのか。（催事参加）

⇒古紙 100%であればよいが、バージンパルプを含有している場合、その部分については調達コードに従い認証紙の使用や別紙での確認を依頼した。

- ・FSC 認証のトイレトペーパーを調達予定であるが古紙割合は不明である（後に古紙パルプ配合率 100%と確認）。（清掃）

⇒国や大阪府が定める方針に従ってトイレトペーパーは古紙パルプ配合率 100%の製品を調達するように依頼した。

(8) 農・畜・水産物、パーム油（個別基準）

【良い取組事例】

- ・既に認証団体から調達先を提示いただいております、モヤシは認証品が調達できる見込みである。
（営業参加）
- ・生鮮農産物の調達に向けては、半年分のトマト、ナス等をリスト化し認証団体に送り調達可能か調査中である。（営業参加）
- ・認証を受けた日本産のみを購入している。（公式参加）
- ・生鮮畜産物を調達予定であり、農水省からも紹介を受けて認証団体とのマッチング相談会に参加予定である。（営業参加）
- ・パーム油については、既に認証油を使用しており万博においても使用予定である。（営業参加）
- ・パーム油は、マーガリン・ショートニングなど加工品でも認証油を原料としたものを使用する。（営業参加）
- ・環境や健康に配慮したプラントベースフードを提供予定。ハラル・ヴィーガンにも対応できるよう工夫する。（営業参加）
- ・多様性に配慮するため、セントラルキッチンで認証を受けたハラル専用ラインで製造し会場で提供予定である。（営業参加）
- ・メーカーとコラボしたヴィーガン・主要アレルゲン対応済のカレーライスの販売予定である。（営業参加）
- ・持続可能な取組として、セントラルキッチンで残渣を堆肥化して採れた野菜で商品を作っており、会場でも提供予定である。（営業参加）
- ・食材バリエーションを絞り込み、食材の共有化を進めることによってロスの削減に取り組む予定である。（営業参加）
- ・全サプライヤーには、動物福祉（魚類福祉を含む）に関する評価制度が設けられている。（公式参加）
- ・食品ロスの管理を、適切な量における発注リストの作成、先入先出方式（最初に在庫に入庫された商品から順に販売または使用する在庫管理方法）の徹底、料理の重量や生産スケジュールのトレーニング・モニタリング、各料理の正確な重量に基づいたレシピ設計によって行っている。（公式参加）

【協会から指摘・情報提供を行った事例】

- ・今のところ認証品の調達は難しいが、予定物品の産地、生産者までのトレースはできている。認証品での原料確保の見通しが立つのであれば取引先を変更できないわけではない。（営業参加）
 - ⇒農水省を通じて認証団体に情報共有して認証品調達先候補情報を共有してもらうので、取引先変更が可能か検討するよう依頼した。
- ・納入事業者には認証品を探してもらっているが、認証品が十分に流通していないものもある。（営業参加）
 - ⇒品種や時期によっては認証品等が十分に流通しないものもあると認識している。認証団体に相談するよう依頼した。
- ・絶滅危惧種ではアワビを調達予定である。環境省のレッドリストには掲載されていなかったた

め調達可能か。(営業参加)

⇒調達コードでは IUCN のレッドリストを対象としている。例外として調達を認めている完全養殖か水産流通適正化制度に基づくものかを確認して報告するように依頼した。また、絶滅危惧種を敢えて万博で提供する理由・意義も検討した上で調達するか検討するように依頼した。

・中国で採捕したニホンウナギの稚魚で水産流通適正化制度に則ったものを調達予定である。

(営業参加)

⇒そのニホンウナギが本当に令和 7 年 12 月から施行される水産流通適正化制度に倣って適法に採捕されたものか正確に確認した上で改めて報告するように依頼した。

・季節商品として土用の丑の日にニホンウナギを調達予定である。(営業参加)

⇒絶滅危惧種は例外を除いて調達不可としているため、例外として調達を認めている完全養殖か、令和 7 年 12 月から施行される水産流通適正化制度に倣って適法に採捕されたものかを確認・報告するように依頼した。

・ビカーラウナギ(IUCN のレッドリスト対象外)を調達予定である。(営業参加)

⇒商品説明でビカーラウナギ(IUCN のレッドリスト対象外)であることの記載を工夫するように依頼した。

・フードダイバーシティに配慮したいが、メニューの種類は厨房スペースや機器に対する電気容量、ストック量の問題で全ての実現が難しくなっており、ヴィーガン等対応品は難しくなりそう。同じ厨房で調理するしかなく、交差汚染がありうるので全てベジタリアンと整理している。

(営業参加)

⇒専用ラインを確保できるものや加工で仕入れる単体のものでヴィーガンとして整理できるものは個別に整理するように依頼した。

・食品産地は国内産のものを調達できそう。(営業参加)

⇒被災地産や近郊地産があれば特出ししてアピールするように依頼した。

・試飲試食品も調達コードの対象になるのか。(催事参加)

⇒試飲食品も調達コードの対象になるので、確認を依頼した。また、調達計画書の報告対象であれば報告するように依頼した。

(9) その他

【良い取組事例】

・ユニフォームは、端材や植物由来原料を使用した素材を活用し、再利用を想定した循環型のものを制作する。(営業参加、パビリオン)

・トイレ用ハンドペーパーティッシュや傘袋はできる限り使用せず、ハンドロールタオルや雨傘除水機を活用予定である。(パビリオン)

・野菜の調理に使用した水は、パビリオン内の植物の水やりに活用予定である。(公式参加)

・スタッフ休憩室に、空気清浄機や足マッサージ器を設置予定である。(パビリオン)

・会期中は看護師資格所持者、介護関連資格所持者を配置予定である。(パビリオン)

以上